



ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」について

今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませた企業に対する助成金制度が創設されます。



右記の要件に該当する子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**年次有給休暇とは別に、賃金全額支給の有給休暇**を取得させた企業に対して助成金が支給されます。

- 要件①** 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- 要件②** 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

助成内容

- 令和2年2月27日～令和2年3月31日において、
有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10
*1日1人当たり8,300円を上限 *大企業、中小企業ともに同様



有給休暇の対象となる範囲

- 春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱いについては、上記の該当する子ども要件によって異なります。
要件①：学校の元々の休日以外の日、放課後児童クラブ等の本来施設が利用可能な日が対象となります。
※春休みや日曜日など元々休みの日は対象外です。
要件②：学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日～令和2年3月31日までの間は対象となります。
- 半日単位の休暇、時間単位の休暇についても**対象**となります。
- 休暇制度について、**就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象**となります。
- **年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を労働者に対して支払うことが必要**です。

- その他の詳細な要件については、厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（詳細版）」にてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11911000/000605806.pdf>

この他に、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の助成金が設けられています。

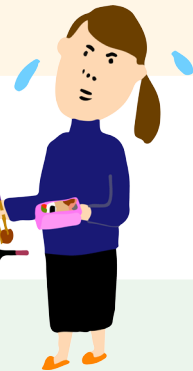
「時間外労働等改善助成金」

<テレワークコース> テレワークを新規で導入する中小事業主に対して助成

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

<職場意識改善特例コース> 労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する中小企業事業主に対して助成

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html



ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。